

令和6年度 甲府市社会福祉法人・社会福祉事業等サービス事業者指導監査実施計画

甲府市社会福祉法人等指導監査実施要綱第5第2項、甲府市介護保険サービス事業者等指導監査実施要綱第5第1項、甲府市指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱第4第1項、甲府市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第3第1項、甲府市家庭的保育事業等指導監査実施要綱第5第2、甲府市有料老人ホーム立入検査実施要綱第4第2項、甲府市認可外保育施設指導監督実施要綱第6第1項に基づき、令和6年度の社会福祉法人及び社会福祉施設、介護保険サービス事業者等、指定障害福祉サービス事業者等、特定教育・保育施設等、家庭的保育事業等、有料老人ホーム及び認可外保育施設（以下、「社会福祉事業等サービス事業者」という。）に対する運営指導、指導監査、確認監査、立入検査及び立入調査（以下、「指導監査等」という。）の実施計画を次のとおり定める。

1 実施方針

社会福祉事業等サービス事業者は、社会福祉事業の主な担い手として、利用者本意で質の高い福祉サービスの提供が強く要請されるとともに、地域貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど、社会的な信頼や期待も大きい。

こうしたことから、適正な事業運営及び提供するサービスの質の確保等を図ることを目的に、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等に基づき、指導監査等を実施する。

2 指導監査等の対象

- (1) 社会福祉法人
- (2) 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）
- (3) 救護施設
- (4) 障害者支援施設
- (5) 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、母子生活支援施設）
- (6) 介護保険サービス事業者等（指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者）
- (7) 障害福祉サービス事業者等（指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者）
- (8) 特定教育・保育施設（確認指導監査）
- (9) 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- (10) 有料老人ホーム
- (11) 認可外保育施設
- (12) 特定子ども・子育て支援施設

3 重点指導項目

- (1) 業務継続に向けた感染症や災害への対応（共通）
- (2) 虐待防止への取組（共通）
- (3) 不当な身体的拘束廃止に向けた取組（高齢者、障がい）
- (4) 車両送迎の安全管理（児童）

4 指導項目

(1) 社会福祉法人

①組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備
- イ 理事会及び評議員会の適正な運営の確保

②会計、管理関係

- ア 社会福祉法人会計及び経理規程に則した適正な会計処理
- イ 内部牽制組織の確立
- ウ 適切な資産管理

(2) 老人福祉施設

①入所者の処遇関係

- ア 適切な処遇計画の策定
- イ 虐待防止、不当な身体的拘束廃止の取組
- ウ 入所者の健康管理の取組の推進
- エ 利用者預かり金の適正な管理
- オ 事故の予防と事故発生時の適切な対応
- カ 苦情受付窓口設置等苦情解決体制の整備及び苦情に対する対応状況

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 非常災害時の防災、避難計画の充実強化

(3) 救護施設

①入所者の処遇関係

- ア 適切な処遇計画の策定、経過指導票の作成
- イ 事故発生防止、不当な身体的拘束廃止の取組
- ウ 自立、自活等への支援援助
- エ 利用者預かり金の適正な管理
- オ 入所者の健康管理の取組の推進
- カ 苦情受付窓口設置等苦情解決体制の整備及び苦情に対する対応状況

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 非常災害時の防災、避難計画の充実強化

(4) 障害者支援施設

①入所者の処遇関係

- ア 利用者預かり金の適正な管理
- イ 苦情受付窓口設置等苦情解決体制の整備及び苦情に対する対応状況

②施設運営管理関係

- ア 運営規程等諸規程の整備
- イ 非常災害時の防災、避難計画の充実強化

(5) 児童福祉施設

①入所児童の処遇関係

- ア 適切な指導計画、自己評価、記録の整備
- イ 適切な給食の提供
- ウ 入所児童の健康管理の取組の推進
- エ 児童虐待防止の取組の推進
- オ 事故発生防止など施設内の安全管理の推進
- カ 苦情受付窓口設置等苦情解決体制の整備及び苦情に対する対応状況

②施設運営管理関係

- ア 非常災害時の防災、避難計画の充実強化

(6) 介護保険サービス事業者等

①利用者の処遇関係

- ア 利用申込者等へのサービス内容の適切な説明及び同意
- イ 適切な個別サービス計画等の作成及び計画に沿ったサービス提供
- ウ 虐待防止、不当な身体的拘束廃止の取組

②事業所運営関係

- ア 人員基準の遵守及び勤務体制の確保
- イ 非常災害時の防災、避難計画の充実強化
- ウ 苦情、事故（インシデント含む）、感染症等に関する適切な対応及び記録

③報酬算定関係

- ア 基本報酬の適正な算定
- イ 各種加算の算定要件（プロセス、有資格者の配置等）

(7) 障害福祉サービス事業者等

①利用者の処遇関係

- ア 利用申込者等へのサービス内容の適切な説明及び同意
- イ 適切な個別支援計画等の作成及び計画に沿ったサービス提供
- ウ 虐待防止、不当な身体的拘束廃止の取組

②事業所運営関係

- ア 人員基準の遵守及び勤務体制の確保
- イ 非常災害時の防災、避難計画の充実強化
- ウ 苦情、事故（インシデント含む）、感染症等に関する適切な対応及び記録

③報酬算定関係

- ア 基本報酬の適正な算定
- イ 各種加算の算定要件（プロセス、有資格者の配置等）

（８）特定教育・保育施設（確認指導監査）

- ア 運営規程、重要事項説明書の策定・掲示状況の確認
- イ 利用者負担の徴収の確認
- ウ 適切な指導計画、自己評価、記録の整備状況の確認
- エ 非常災害時の防災、避難計画等の確認
- オ 事故発生防止など安全管理の取組の確認
- カ 業務管理体制の整備状況の確認

（９）家庭的保育事業等（「（５）児童福祉施設」と共通）

（１０）有料老人ホーム

- ア 職員の配置、研修の実施状況
- イ サービスの提供状況
- ウ 利用料金、契約手続きの状況（前払金の保全措置含む）
- エ 情報開示の状況

（１１）認可外保育施設

- ア 保育に従事する者の数及び資格の状況
- イ 保育室の構造設備、面積の状況
- ウ 非常災害に対する措置状況
- エ 保育内容及び健康管理・安全確保の状況
- オ 情報提供の状況

（１２）特定子ども・子育て支援施設

- ア 運営規程、重要事項説明書の策定・掲示状況の確認
- イ 適切な指導計画、記録の整備状況の確認
- ウ 非常災害時の防災、避難計画等の確認

５ 指導監査等の実施形態及び実施時期等

（１）集団指導

- 介護保険サービス事業者等 令和６年６月３日～６月１０日（４回）
- 障害福祉サービス事業者等 令和６年５月２９日～５月３０日（２回）

（２）実地による指導監査等

番号	種 別	指導・監査周期	令和６年度 指導・監査 予定件数	実施予定時期
１	社会福祉法人	３年に１回 (大きな問題ない場合)	１９	令和６年７月～翌年２月
２	老人福祉施設 (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)	３年に１回 (大きな問題ない場合)	１０	令和６年７月～翌年２月

3	救護施設	3年に1回 (大きな問題ない場合)	1	令和6年11月
4	障害者支援施設	3年に1回 (運営指導の結果が概ね 適正な場合)	2	令和6年11月
5	児童福祉施設 (保育所、幼保連携型認定こども園) ※特定教育・保育施設は確認指導監査を合わせて実施	毎年	46	令和6年6月～翌年2月
6	介護保険サービス事業者等	○入所・居住系サービスは3年に1回 ○その他(通所・訪問系等)は指定有効期間(6年)内に1回	117	令和6年6月～翌年3月
7	障害福祉サービス事業者等	3年に1回	71	令和6年6月～翌年3月
8	特定教育・保育施設 (確認指導監査)	毎年	14	令和6年12月～翌年2月
9	家庭的保育事業等	毎年	8	令和6年10月～翌年2月
10	有料老人ホーム	3年に1回	7	令和7年1月～2月
11	認可外保育施設	毎年	29	令和6年10月～12月
12	特定子ども・子育て支援施設	3年に1回	0	

合計 324

6 実施方法

◎実地による指導監査等

①実施通知

原則として、指導監査等を実施する日の1月前までに当該社会福祉事業等サービス事業者に対して、指導監査の期日、指導監査に当たる職員その他必要な事項を文書により通知する。

(※ただし、運営等に問題等が発生した場合の随時監査、特別監査等の場合は除く)

②体制

原則、指導監査課の2名以上の職員で実施し、必要に応じて、事業等所管課の職員が同行する。

③指導監査等の方法

社会福祉事業等サービス事業者から事前に提出される自主点検表及び関係資料等に基づき、

条例・基準・通知・関係法令等に照らし合わせ、事業者として遵守しなければならない事項について、指導監査等を行う。

④指導監査等の結果通知等

指導監査等の結果、是正・改善を要する事項については、別に定める指摘基準に基づき、「文書指摘」、「口頭指摘」、「助言」のいずれかに区分し、社会福祉事業等サービス事業者に通知する。

なお、「文書指摘」については、原則として1月の期限を付して是正・改善状況又は改善計画を文書により、挙証資料等を添えて報告を求めるものとし、必要に応じ、再度の指導監査等を実施する。